

最高裁秘書第 682 号

令和 2 年 3 月 13 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書の開示についての通知書

令和元年 2 月 12 日付け（令和 2 年 2 月 14 日受付、第 014711 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

修習生活へのオリエンテーション 令和元年 10 月 抜粋（両面で 1 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

◇守秘義務

司法修習生は、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはいけません（司法修習生に関する規則3条）。

司法修習生は、個人のプライバシーに深く関わる具体的な事件等を素材として、法律実務を学ぶことから、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様に、当然に秘密を守らなければなりません。

特に、実務修習においては、実務修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会でそれぞれ実際に具体的な事件を素材として修習しますから、当該事件等に関する秘密の保持には十分注意する必要があります。そのため、司法修習生ではない一般の人はもちろんのこと、たとえ他の司法修習生と話す場合（マーリングリスト、SNS等への投稿なども含む。）であっても、自分の話そうとすることが守秘義務に

反するものでないかを常に意識する必要があります。特に、一般の人に聞かれるような場所（例えば、エレベータや電車やバスの中など）で、事件関係のことを不用意に話すことがないように十分注意しなければなりません。

また、修習について外部に表現（雑誌投稿やウェブサイト、ブログへの掲載等）する場合は、具体的な事件等に関する秘密の保持を十全なものとすべきことはもとより、司法研修所教官や配属庁会の指導担当者が、実務の実際を修習するという教育上の配慮から、公にすることを前提としないで司法修習生に対して各種の指導をすることも多くあることも踏まえ、守秘義務に反するものでないかを十分に確認するとともに、前記の配慮を無にすることのないよう、表現には十分に注意を払ってください。